

令和8年度海外ビジネス展開支援事業補助金について ～海外輸出のチャレンジを応援します！！～

新たに海外輸出を始める方を支援！

県内の生産者やメーカーを束ねて商品を出荷する輸出拠点の構築を支援！

新たな市場開拓や販促の取組み、非関税障壁への対応など、先駆的な取組みを支援！

(1) 海外展開チャレンジ事業

- ① 実施主体
新規に海外展開に取り組む又は既存の海外展開を拡大させる輸出開始6年未満の県内事業者
- ② 補助率、上限額等
1/2以内(上限30万円)

(2) 輸出拠点強化支援事業

- ① 実施主体
ア: 県内事業者
イ: 農業法人、農業者(個人の場合3人以上の組織)、直売所等出荷協議会 等
- ② 補助率、上限額等
ア: 1/2以内(上限30万円)
イ: 定額(上限30万円)

(3) 輸出先進モデル育成支援事業

- ① 実施主体
ア: 県内事業者
イ: 農林水産業を営む法人、協同組合、共同出資法人
農林水産漁業者(個人事業者の場合3人以上の組織)
- ② 補助率、上限額等
ア: 1/2以内(上限100万円)
イ: 定額(上限100万円)

輸出実績あり
中・上級者向け

※すべての事業において熊本酒造組合及び球磨焼酎組合に加入している酒造業者は対象外

対象経費 (各事業共通)

- ① 旅費(海外渡航費・現地宿泊費等)
② 通訳・翻訳費
③ 輸送費(パンフレット・サンプル輸送費等)
④ 商談会・展示会出展費(展示装飾・ブース設営経費含む)
⑤ 広告宣伝費(商談で使用するパンフレット作成等)
- ⑥ 認証取得費
⑦ 商品開発費(輸出用で商談を行う計画のあるものに限る)
⑧ 販売促進費(試食サンプル費、販促資材費等)
⑨ 分析・検査費(栄養成分分析、残留農薬検査等)

補助対象

- (1)(2)事業 交付決定日から令和9年3月12日までに実施し、必要経費の支払いまで完了した補助対象事業
- (3)事業 交付決定日から令和9年2月28日までに実施し、必要経費の支払いまで完了した補助対象事業

提出書類

- ① 事業計画書【実施要領様式1-(1)もしくは1-(2)】
② 経費内訳(様式1)
③ 経費積算の根拠資料(見積書、料金表等) 等

※詳細は募集要領、補助金実施要領をご確認ください。

募集期間

令和8年4月28日(火)～5月29日(金)【必着】

問合せ先

熊本県 販路拡大ビジネス課 (TEL:096-333-2349)
担当: (1)(2)事業: 荒木(あらき) ☒ araki-t@pref.kumamoto.lg.jp
(3)事業: 古武城(こぶしろ) ☒ kobushiro-y-w@pref.kumamoto.lg.jp

公募HP: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/209/265637.html>

募集要領、補助金実施要領、様式等は
こちらからダウンロード



©2010 熊本県くまモン

■ 対象事業の考え方



新規に輸出を検討しており、自社商品のニーズを調査するため、現地市場調査や国内外での輸出商社との商談会に参加したい
➡ **海外展開チャレンジ事業**



何度かスポット的に輸出に取り組んできたが、継続取引につながっていないため、海外バイヤーの声を参考に、輸出用の商品を開発し、商談を進めたい
➡ **海外展開チャレンジ事業**



継続的に輸出に取り組んでいるが、今後、新市場開拓(規制の厳しい国向け)に取り組むため、輸出に必要な認証を取得し、商談会へ参加したい
➡ **輸出先進モデル育成支援事業**

■ 留意事項

- 対象となるのは、交付決定日から**令和9年3月12日(金)**までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した経費となります。ただし、(3)輸出先進モデル育成支援事業については、交付決定日から**令和9年2月28日(日)**までの間に補助対象事業を完了し、支払いまで終了した経費が対象となります。
- 同一の内容(経費)に対する国や県、市町村又はその他団体等による補助金・交付金等との併用は認めません。
- 必ず補助金要項等をよく読み、今年度の様式を使用してください。**応募にあたっては、問い合わせ先に記載の担当者へ事前にご相談ください。**

■ 補助金交付の流れ

